

地頭下文の基礎的考察

高橋一樹

Primary Examination of Kudashibumi Documents Issued by Estate Stewards

TAKAHASHI Kazuki

- ① 課題の設定
- ② 他史料に引用された地頭下文
- ③ アーカイヴス論的検討
- ④ 様式論的検討

【論文要旨】

日本古代・中世の文書は、その機能ともかかわる高い形式性ゆえに、だれでもが簡単に作成したり、機能させたりすることはできない。この点は文書とかわりを持つ人々が古代社会に比べて拡大する中世社会を考えるうえできわめて重要な視点であり、中世の支配階級に含まれながら新興勢力でもある武士と文書との関係を捉えようとする際にも例外にはなりえない。とりわけ、武士が幕府などの上位権力から受給し、その家に伝来した文書だけでなく、武士がより下位の階層にむけて発給したかたちをとる文書の場合、右のような分析視角は不可欠なものとなる。

本稿はこのような問題関心にもとづき、鎌倉幕府が補任した地頭（もしくはその代官）の名で作成・発給された上意下達文書である下文の現存例を収集し、その基礎的な検討を試みた。事例のほとんどは地方の寺社やそれともかかわる百姓身分の有力者の家に伝来しており、地域社会で機能する文書であった。

下文様式のなかでの形式のあり方については、必ずしも幕府が地頭たちに発給した

下文の様式を模倣したものとは限らず、幕府文書からの影響とは異なる系譜関係をも想定せねばならない。この点と深くかかわるように、地頭下文には地頭（もしくはその代官）とならんで荘園や国領の公文が連署しているケースが散見され、地頭下文を實際に作成する主体に公文があることが推測できる。その場合、公文は国司や留守所、あるいは荘園領主側からの下文をはじめとした上意下達文書を受給したり、それを参照する機会が多く、この回路が地頭下文の多様な形式の違いに反映している可能性が指摘できる。

地頭下文は、現存例からの検討からも、地頭となった武士の主體的な意志により彼らの家政で独自に作成されたものとは限らないことをふまえ、綿密な原本調査にもとづく本格的な研究が今後進められる必要がある。

【キーワード】地頭、武士、幕府、フォーマット、アーカイヴス

① 課題の設定

ある中世武士の兄弟が一四世紀初めに亡父の遺産をめぐり激しく対立した。争奪の対象はよくある所領ではなく、重代の鎧と旗、そして「文書」であった。亡父の跡を継いで家督を継承する嫡子が所持すべきモノとして、これらの文物が競望されたのである。

相論の当事者にあたる兄と弟は、鎌倉幕府の御家人という特殊な身分を帯びていたため、この争いは幕府の法廷に持ち込まれた。その判決文⁽¹⁾が現在まで伝来することによって、兄弟間の相論の背景や裁判の経過を知ることができる。

それによると、兄弟の祖父は所領などを子・孫や妻に相続させる譲状を作成せずに死去してしまい、その男子で兄弟の父にあたる人物が、鎌倉幕府から嫡子として遺領の配分を受けた。ところが、兄弟の父も譲状を作成しないうまま死去したことで、再び幕府から遺領の配分と家督の継承者が指定されることになった。

嫡子は兄とされたが、かれは前妻の子で、後妻の子である弟が鎧・旗・「文書」を兄に渡さないため、これを不当として兄が幕府に訴えたのである。弟の母である後妻が、まさに後家として亡夫の遺産を管理していたからこそ、このような事態が生じたのであろう。

鎌倉幕府の成立から一二〇年余りを経たこの裁判は、御家人となった地方武士の家を象徴するモノについて、同時代の認識が具体的に読みとれる事例としてよく知られている。ただ、鎌倉時代の武士が旗や鎧などの武器・武具を嫡子の継承と絡めて争った事例は、一三世紀半ばを嚆矢として数例みられるが、この兄弟間の相論は「文書」が登場するところに特徴がある。それは、祖父・父と連続して譲状が作成されなかったこと、つまり家と財産の継承がその家内部の構成員で完結的に果たされず、

外部権力の実質的な介入を招いていることと密接にかかわっているに違いない。

兄弟が争った「文書」のなかみは不明だが、兄が手にするはずの書面の多くは、幕府発給文書によって占められていたはずだ。現存する史料の範囲でも、二代続けて遺領配分が幕府により決定された御家人の家はほかにも数例ある⁽³⁾。御家人であるという限定が必要だが、中世の武士は鎌倉時代後期にもなると、自己の家の存続に文書が不可欠の機能をはたすことを明確に認識しつつも、家と文書との関係にまだまだ未成熟な部分を抱えていた。そのような社会状況をうかがうことができる。

ところで、幕府から二世代にわたり遺領などの配分を受けた点を除けば、この兄弟のような幕府御家人の家が、幕府から発給された文書を一三世紀から保存・伝来している例は決して少なくない。日本の中世文書が増加していく要因のひとつが、このような武士の家による文書の受給と保存が拡大していく動きにあることは周知のとおりである。

その一方で、幕府の御家人となり、地頭職に任命された武士たちは、上位権力から文書を受け取るだけでなく、文書を発給する主体でもあり得た。子孫に与える譲状や置文などの武士どうしで意思疎通を行う手紙、という意味ではない。地頭として支配の一端にかかり収入を得る所領、つまり地域社会に対して発給する文書である。

地頭となった御家人の発給する文書といえば、すでに地頭下文が知られている。安田元久氏は地頭領主制の展開を論じるなかで地頭下文の具体例に言及しているが、その史料的人格を深く掘り下げてはいない。豊富な研究蓄積を有する古文書学においても、地頭下文に関する論及は皆無に等しいのが現状である。

下文は上意下達のために用いられる文書様式で、文面の冒頭に「下」という文字がある。平安時代に朝廷の公文書として生み出された様式であり、それが官庁だけでなく撰閥家などの家政機関へ、さらには組織だ

けでなく国司や官人などの個人からも発給されるようになった。

一二世紀に入ると、荘園支配のさまざまな局面でこの下文が使われる⁽⁵⁾のに加え、武家の棟梁クラスの軍事貴族が麾下の武士などにこの下文を発給するケースが増加する⁽⁶⁾。一二世紀末期の内乱では、叛乱軍として挙兵した源頼朝や源義仲をはじめ、数多くの有力武士が個人で下文を発給した。頼朝はひきつづき鎌倉幕府においても下文の文書様式を継承し、形式上のバリエーションと変容をとまないつつも、幕府は下文をもっとも格式の高い文書様式として使用しつづけるのである。

地頭下文というのは、この幕府の発給する下文と同列ではなく、発給者の階層でいえば、より下位に属する者の下文である。幕府の下文をもちょう地頭クラスの名前で出される下文になるが、幕府の下文と地頭の下文との関係は必ずしも明らかではなく、そもそも①どのような形式をもち、②いかなる目的で発給されたのか、③だれが受給・伝来しているのか、といった基礎的な問題に関して不明点が少なくない。

幕府から所領・所職の新給や安堵などの目的で下文を受け取る地頭が出した下文、という歴史的条件からすれば、地頭クラスより階層的に下位の人物や集団に対し、所領・所職の安堵などに関して、地頭が幕府の下文に形式的に倣って出した文書、という予想も可能であろう。

鎌倉幕府の御家人となつて地頭に任命された武士より下位の階層の位置づく人間や集団といえは、おおまかには百姓や百姓たちのつくる村落が思いつく。しかし、百姓の家や村落が中世文書を現在にいたるまで伝来させるようになるのは、一般的には畿内近国で早くても一三世紀後半であり、前述した御家人身分の武家と文書との関係よりさらに不安定性がつきまとう。

鎌倉時代を通じて地頭下文の伝来数がきわめて限られ、これまで研究対象としてほとんど論じてこられなかった理由も、このような事情に起因しているが、それゆえにこそ、地頭下文について考えることは、武士

や武士の家と文書との関係を明らかにしていくための、新たな分析視角となりうるのである。それは、武士や武士の家という歴史的存在を要素として持つ中世文書が階層的にいかなる射程をもつか、という論点にもつながる。

本稿はこのような問題関心のもとに、鎌倉時代の地頭下文をなるべく広く収集して、前述した①②③の問題を帰納的に論じ、地頭下文についての基礎的な情報を得ようとする試みである。

② 他史料に引用された地頭下文

現存する地頭下文の事例を検討する前に、まずは文書そのものは伝来しないが、鎌倉時代の信用しうる史料に登場する地頭下文の例を確認しながら、おおまかな傾向を把握しておくことにしたい。

鎌倉幕府での訴訟となつて発給された判決状などに散見される地頭下文の例に共通するのは、九州地方で典型的にみられる名主クラスの国御家人が地頭下文を受給したというものである。もつとも早い事例は、薩摩国嶋津荘薩摩方高城郡吉枝名の前名主弥伴太郎師永が一二世紀末葉からの代々の地頭下文を帯持している、というケースである⁽⁷⁾。ただし、同様の事例は九州以外の地域でも確認できる。やや長い引用になるが、つぎの史料をみてみたい。

先日令言上候処、白崎藏人之夜打

間事、今月七月四日到来、白崎藏人之墓仁遠

江守殿之御使字紀三行房と申候者、帯御文、

全不可有守護所成敗之由申天、守護所使を追□

候之間、さ、へ申候処者、彼藏人年来之間、於

御家人と守護所仁祇候来身也、住処又以然也、

何始如此不可致守護所之沙汰由、可出来候哉、
設有其儀者、子細遠江守殿在京、守殿在京

御坐、於京都御沙汰候天、不可入守護所之由、守殿

可御教書給候処に、無其成敗、単被追立之條、無

謂之由申天さ、へて候也、此條何様か候可候覽、

遠江殿御文安文并大塩保地頭法橋下文案文、

為進覽令進之候、且遠江殿京に御坐候、御沙

汰候天随被仰下候はん旨、可致其沙汰候也、

恐々、

七月五日
武者所経保⁽⁸⁾_上

建保二年(一二二四)かと推定されている書状で、醍醐寺所蔵の聖教諸
尊道場観集」の紙背文書に含まれる。この紙背文書群の多くは、有力御
家人で京都政界ともつながる大内惟義の手許に集まった文書が反古にさ
れ、聖教の料紙に再利用されたと考えられており、右の書状も武者所経
保なる人物が大内惟義に書き送ったものとみられる。

内容は白崎藏人の夜打ちとそれにかかわる同人の墓をめぐってのトラ
ブルにもなるもので、白崎藏人と武者所経保とともに越前国の国御家
人と考えられる。武者所を名乗る鎌倉時代の国御家人は隣国の若狭国
にもおり、国府の関係者が守護を通して幕府の御家人となったのであ
る⁽¹⁰⁾。

越前の守護所にも仕えていた白崎藏人の墓地について、京都にいる越
前守護(遠江守Ⅱ大江親広)の使者だという者が現地に居座り、越前の
守護所による関与を排除したことを不当だと経保は訴えている。在京中
の守護がそのような処置をするならば、守護の御教書が出るはずだが、
それはないとして、経保はそもそも越前守護の指示であるのか怪しんで
いるわけだ。そうした主張を立証するために、経保は越前守護が出て

使者に持たせたという文書の案文と、大塩保の地頭が発給した下文の案
文を書状に副えて提出したわけだが、ここで注目されるのは後者の地頭
下文である。

白崎藏人が名字の地とした白崎は、越前国の大塩保という単位所領の
なかに包摂されていたらしい⁽¹¹⁾。大塩保の地頭で下文を発給した法橋が誰
なのか不明だが、大塩保に含まれる白崎を本拠とした武士に地頭が出し
た下文ということになると、それは白崎という所領の相伝知行を大塩保
地頭が安堵したものと考えるのが自然であろう。名主クラスの国御家人
が知行してきた所領への地頭下文による安堵は、東国と境界を接する地
域でも確認できるのである。

では、このような荘・保レヴェルの地頭が、領域内で国御家人の身分
をもつ名主クラスに所領安堵の下文を発給するのが幕府の制度であつた
のかというと、それは正しくない。

さきにふれた薩摩高城郡の甌下島では、宝治元年(一二四七)に地頭
が新たに補任され、郡司職の権益が侵されるようになったとして数年後
に訴訟となったが、訴えられた現在の地頭は前地頭が代々にわたり進止
してきたので、「私に下文を成した」のだと反論している⁽¹²⁾。

地頭下文は地頭の意志または判断で発給するものであり、それは幕府
の指揮命令系統にもとづく文書発給行為ではなかったことが知られる。
この点は地頭下文の歴史的な性格を考えるうえで重要な点である。

また、この高城郡の事例もそうだが、新たに大量の地頭が補任された
承久の乱後は、幕府から没収の対象となった荘園などの現地に地頭下文
を帯した武士たち(地頭代官であろう)が入り込み、荘園支配に強引に
介入して荘園領主側とトラブルになった伊勢国曾根荘のような事例が西
国を中心に頻発したようである⁽¹³⁾。

越中国岡成名では、名主の岡成氏が安貞年間(一二二七-九)に、承
久の乱時に北陸道大將軍となった名越朝時へ名主職を寄進して以来、地

頭代官職の宛文（任命状）が岡成氏の子孫に書き与えられていた。そのひとり岡成景長は、父からもらった建長年間の讓状を地頭尾張（足利）宗家に捧げ、弘長二年八月三日の地頭下文により代官職を安堵されたという。

鎌倉時代末期の岡成名をめぐる訴訟の判決文から知られる事実だが、幸いにも判決文には弘長二年（一二六二）の地頭下文の内容が一部引用されている。それにもとづき下文を部分的に復元すると、つぎのようになる。

下 散位清原景長

可令早領知越中国西條郷内岡成名田畠事

右、守親父盛景建長二年十二月十七日讓状、可令領掌、：

弘長二年八月三日

発給者である地頭が下文中のどこに、どのように署判したのかはわからず、書止文言も不明だが、一定の形式はうかがうことができよう。すなわち、文書冒頭の「下」につづけて、この下文によって安堵を受け、文書の受給者でもある人物の名前が記される。そして、安堵の対象となる所領名を記した事書があり、事実書では安堵の前提にある讓状が示されて、書き止めへ向かうという流れである。

これは鎌倉幕府の発給した下文でいうと、一三世紀第2四半世紀の撰家將軍期に出現した形式にもっとも近い。

ごく初期の頼朝下文を除いて、鎌倉幕府の発給する下文（將軍の袖判下文または政所下文）は、「下」のあとに地頭職などが補任される所領の荘官や住人が記され、かれらを形式上の宛先とすることが一般的であった。ところが、源家將軍が途絶えて九条頼経將軍期から、地頭職などに補任される御家人等の名前が「下」の文字の下に記され、形式上の宛

先と文書の受け取り人が一致するようになるのである。⁽¹⁵⁾

佐藤進一氏はこのような変化の背景に、地頭職を官職とらえて補任対象の所領に周知するかたちから、御家人に対する恩給の意味を強めてそれをストレートに文書上に表現するかたちへと、職をめぐる觀念の变化があることを想定している。それは、幕府成立以前から公家社会で発給されていた下文の宛先様式から幕府の独自なそれへの展開でもあったとされている。⁽¹⁶⁾

右の下文を発給した地頭の足利尾張三郎宗家は足利一族の有力御家人である。鎌倉期に足利氏の惣領が発給した下文については、福田豊彦氏の先駆的な研究がある。⁽¹⁷⁾ それによれば、文永三年（一二六六）四月廿四日の足利家時袖判下文が地頭代官を補任する際に形式上の宛先を所領名で表記しており、補任される人物（当該文書を受給する人物）が形式上の宛先に記された初見例は、永仁二年（一二九四）までくだる。尾張宗家は当該期の足利氏で独自の立ち位置にあつたようで、下文の様式変化への対応は足利氏惣領よりも早いことになる。

いずれにせよ、この下文の地頭本人は越中国の現地からは遊離しており、むしろ活動の拠点を鎌倉に置く都市領主の武士で、嚴重なフォーマットをもつ文書の作成にも対応できる執筆・右筆を抱えていたはずだ。そのことが幕府の発給する下文の様式との直接的な影響関係を推察させるわけだが、鎌倉時代の地頭と地頭下文がすべてこの例にあてはまるかといえ、否とせざるを得ない。

ひとくちに地頭といっても、補任された人物には政治的・経済的な階層差があり、地頭下文について検討するうえでも、その点に十分留意することが必要とめられる。そこで次節では、他の史料にあらわれる地頭下文の考察結果との比較も意識しながら、現存する地頭下文の収集例にもとづく検討を具体的にはじめることしよう。

③アーカイヴズ論的検討

鎌倉時代の地頭下文（正文・案文・写）を『鎌倉遺文』から抽出し、それに未収の事例を若干加えてみると、表1のようになる。なお、宛所欄には各文書の「下」につづく文字列を記した（空欄の場合は文書じたいに記載がないことを示す）。

現在までのところ、表1にある四二点を確認することができた。もとより、これらの文書の多くを採録した『鎌倉遺文』の編者が、形式上の不備などから文書の真偽に疑問を付した例も含まれている。私もこれらの地頭下文をすべて真正な文書の正文ないし案文・写として扱えるとは思っていない。

しかし、全点にわたる綿密な原本調査をなし得ていない状況下で、しかも貴族社会や幕府から発給される下文の整った様式を物差しに、地頭下文の真偽を一義的に決定してよいかどうかには大いに疑問が残る。そもそも中世の地域社会で機能し保存されてきた文書（群）の研究は、菅浦文書などごく一部について成果をあげるに止まっており、狭義の古文書学はもとより、近年の史料学においても、十分な検討対象とはなっていない。

また、仮に偽文書であったとしても、下文の様式をまったく知らない人物がそれを作成することはほとんど不可能であり、案文や写の場合も含めて、それらが作成される前提に真正な下文があった可能性を排除できない⁽¹⁹⁾。事実、右に列記した地頭下文は、近世以降の想像や創造によることが明白な文書ではなく、おおむね中世文書の様式に則って書かれているように見受けられる。

このような理由から、今後の本格的検討に供するためにも、本稿では現存する地頭下文の真偽認定を目的とはせず、概要の把握と下文様式に

おける形式の類型化から想定しうる若干の論点について言及することとしたい。

表1に列挙した以外にも、北条氏の得宗家などが地頭職をもつ所領について、被官を地頭代に補任した下文も現存しているが、地頭下文の一般例に含めて検討する前に独自の分析が必要と考えて、今回は除外してある。

また、差出者が地頭である明証を得られないが、地頭下文である可能性の高い史料として、表2に掲げた事例がある（収集が不十分なため、今後もっと多くの事例が確認されることが予想される）。いずれも地域社会の寺社関係所職を補任する内容はもとより、筆跡や花押の形状・書きぶり、発給者の官途・姓などから、京都や奈良の荘園領主側から発給された文書とは考えにくい点が共通している。これらを加えれば、地頭下文の現存例が五〇点をこえることは間違いない。

さらに、地頭（地頭代）が差出者になっていて下文の類例とみるべき様式をもつ史料も、

建暦二年十一月日 公文・地頭連署宛文 都甲文書（一九五四号）

文永五年十月日 地頭代某補任状 有光家文書 未収

永仁六年二月日 地頭代宛行状 大山寺文書（一九六一二号）

などがあるものの、ひとまず地頭下文には含めず参考事例として掲げるとどめる（カッコ内の数字は『鎌倉遺文』の収録番号を示す）。

以上のような限定を加えた一覧であることをふまえたうえで、地頭下文の現存例を通覧すると、その伝来・所蔵先は、前節で概観した鎌倉時代の他史料から読みとれる地頭下文の受給者（国御家人の名主クラスなど）とほぼ重なり、地方の寺社や地域社会の有力者であることが読みとれる。

下文には限らないが、地域社会を構成する寺社や村落・百姓に対する地頭の発給文書が伝来するためには、供僧・神主を担う家や有力百姓の

表1

日付	文書名	伝来先	宛所	書止文言	遺文番号
1	建久元年九月日	田所家文書	(欠失)	：等任先例、勿違失、故下	四八二
2	建久三年四月七日	吉田神社文書	南志見村沙汰事	仍以此旨、：等宜令承知、敢不可違失、故以下	五八八
3	建仁元年八月日	西光寺文書	伊予国三嶋社神官等	敢不可為煩、仍如件	一一四〇
4	元久二年七月十四日	大山積神社文書	隱岐国住人等	：之状如件、以下	一五五五
5	建永二年五月廿一日	国分寺文書	野坂庄	仍下知如件、宜承知、勿違失、故下	補五一〇
6	承元三年三月九日	飯盛社古文書類写	早良郡得永御領	：等宜承知、不可違失、□仰如件、以下	一七八三
7	承元四年九月三十日	宗像神社文書	野坂御庄今大所	：等宜承知、勿違失、故下	一八四四
8	建暦二年十月廿二日	宗像神社文書	野坂御庄今大所	：之状如件、：等宜承知、敢勿違失、故下	一九四七
9	建暦三年十月十七日	大悲王院文書	楠田寺智教房所	：之状、所宛行如件	二〇三九
10	建保二年八月日	西光寺文書	大屋庄南志見村西光寺	宜可書類者也、以下	二一二三
11	建保三年七月日	有光家文書	正吉公文百姓等	：等宜承知、不可違失、故以下	未収
12	建保三年七月日	思文閣古書目録	正吉郷八幡大宮司大夫職	：等宜承知、勿違失、仍執達如件	二一七二
13	建保三年七月日	医王寺文書	ひむれのやしろの代々しき事	：等宜承知、勿違失、仍執達如件	補六九六
14	承久三年八月十三日	比牟礼八幡神社文書	浦佐村天主堂	よろしくれうちして、ゐしつする事なかれ、よつて仰処如件	二七九八
15	承久三年十月三日	普光寺文書	成富所	仍住民等宜承知、敢勿違失、故下	二八四四
16	承久三年十一月十六日	有光家文書	木本嶋下司職事	仍：等可□承知之状如件	未収
17	元仁二年二月日	長福寺文書	木本嶋下司職事	：之状如件	補八五一
18	建保七年二月五日	莊司家文書	木本嶋下司職事	敢住人百姓等、不可有違失状、如件	未収 注
19	寛喜元年九月十一日	莊司家文書	志摩国木本御厨百姓等	敢在地住人百姓等、不可違失、故下	注
20	寛喜二年十一月十四日	莊司家文書	先達延慶所	：之状如件、土民等宜□□、勿違失、以下	六一七六
21	寛元元年四月廿九日	攝夜神社文書	嶋戸関沙汰人百姓等所	：之状、下知如件	六六二五
22	寛元四年二月八日	三串木野頂峯院文書	今大名安養寺田取除陸段事	：之状如件、以下	七七二四
23	建長六年二月三日	住吉神社文書	仍為向後証文、執達如件	仍為向後証文、執達如件	未収
24	正嘉二年四月三日	宗像神社文書	仍：等宜承知、不可違失、故以下	仍：等宜承知、不可違失、故以下	八七五〇
25	弘長元年十一月日	奈古神社司文書	仍：等宜承知、不可違失、故以下	仍：等宜承知、不可違失、故以下	八九三三
26	弘長二年二月日	奈古神社司文書	仍下知如件	仍下知如件	八九四四
27	弘長三年三月廿日	奈古神社司文書	：之状如件	：之状如件	九二四八
28	文永二年三月日	奈古神社司文書	六人部新庄	：之状如件	一一三三
29	文永十年八月一日	秦家文書	源次郎所	為後日下知如件	一二七〇
30	文永十一年七月廿日	安倍武雄氏文書	長門国富安正吉村住人弘重屋敷事	：等宜承知、不違失、故以下	一三三四七
31	文永十一年七月廿日	安倍武雄氏文書	僧快真所	仍下知□□如件	未収
32	文永十一年八月日	觀音寺文書	塩山事	：之状如件	一五二〇四
33	建治元年六月日	阿弥陀寺文書	多島本堂大福寺妻戸相論事	仍為後日証文之状如件	一六五六八
34	建治三年二月日	小早川文書	手石はのまふくらきかみのまへあみの事	敢以不可違失之状如件	一八六九二
35	建治三年四月九日	秦家文書	仍為後日証文之状如件	仍補任之状如件	一九六一五
36	弘安元年十二月日	長田家文書	八幡奈古宮	仍為後日証文之状如件	二六四一四
37	弘安二年二月廿六日	有光家文書	長門国富安正吉村住人弘重屋敷事	仍為後日証文之状如件	
38	弘安七年五月日	安芸文書	僧快真所	仍為後日証文之状如件	
39	弘安十一年卯月十三日	大音家文書	塩山事	仍為後日証文之状如件	
40	永仁二年十一月八日	秦家文書	多島本堂大福寺妻戸相論事	仍為後日証文之状如件	
41	永仁六年二月日	梅津文書	手石はのまふくらきかみのまへあみの事	仍為後日証文之状如件	
42	文保元年十月日	秦家文書	手石はのまふくらきかみのまへあみの事	仍為後日証文之状如件	

表2

日付	文書名	伝来先	宛所	書止文言	遺文番号
貞永元年十一月廿二日	某下文	常陸賀茂社文書	常陸国中郡庄賀茂□神主職事	…状如件、住人等宜承知、不可違失、故下	四四〇五
文永六年六月 日	某袖判下文	野上文書	八坂下御庄	沙汰人百姓等不可違失、故下	一〇四五二
正応六年四月廿一日	左兵衛尉源下文	有光家文書	長門国正吉郷恒安名事	仍沙汰人百姓等敢無違失、如件、以下	未取
正安二年三月十八日	大須賀某下文	長徳寺文書		仍下知如件	二〇四〇四
嘉元四年八月三日	沙弥某下文	梅津文書	鯉坂御庄鎮守若宮社政所職事	可為其職者也、故以下	二二六九二
延慶二年十二月十一日	某袖判下文	大寶八幡神社文書		…之状如件、以下	二三八三三
元徳三年十月廿五日	右馬權助某下文	大寶八幡神社文書		…之状如件、以下	三一五三七

家が成立・存続するか否かにかかっている。その点での不安定性をいまだ伴いながらも、一三世紀後半になると畿内や西国で一定の条件が整いつつある状況を指摘できる。それはまた、御家人となった武士が多数をしめる地頭やその代官との文書を介した直接的なつながり、影響のおよぶ階層範囲が、地域社会の寺院・神社や有力百姓たちを下限としていることをも示す。

ただし、時期ごとの数量的分布についてみると、地頭職の補任が西国を中心に拡大した承久の乱後、すなわち承久三年以後の文書が全体の三分の二近くをしめることは予想の範囲だが、意外なことに、一四世紀に入るとその数は激減している。少なくとも、前掲した参考例が地頭（地頭代）の立場から発給された下文だとすると、地頭下文じたいは一四世紀に入っても一定の発給例を確認しうるが、その文書の発給者が地頭であるか否かを明記しないケースが増加することは間違いない。その意味で、現存例からは一三世紀後半に地頭下文の盛期があるという様相が見て取れる。

地域社会における文書受給者側の「家」の漸進的拡大という時代的趨勢とは逆行する地頭下文の残存傾向は、この文書の歴史的な性格をあらわす、もうひとつの視点を提供してくれるものであろう。

発給の目的では前節の分析事例から広がりをもつようで、表1の四二点を発給目的から分類すると、神主職・院主職といった所職の補任や田畠の宛行がもっとも多く、村郷レヴェルでの相論に対する裁許の例も散

見される。とはいえ注意が必要なのは、地頭がこれらの下文を発給するに際して、幕府からの指示や命令を受けて補任や裁許をしている例がまったくみられないことである。

地域社会における寺院・神社の所職を補任する場合、荘園領主である領家や預所の下文で行われた事例も現存している。それと並行するかたちで地頭下文による補任例があることは、承久の乱などの戦争にともなう荘園領主権の一部没収や下地中分による所領内寺社の支配権分割といった事態に加えて、補任を受ける当事者側から地頭への要求を受けて発給していることも想定される。

その点との関わりからも注目したいのは、公文との連署による地頭下文が散見されることである。具体例として、表1のなかから案文ではあるが次の史料を掲げたい。⁽²⁰⁾

下 正吉公文百姓等所

可早定補任神識事

桑原千□

右以人、被補任如件、公文百姓等宜承知、不可違失、故以下、

建保三年二月 日 公文沙百⁽⁷²⁾ 在判

代大宮司沙百⁽⁷³⁾ 在判

地頭平 在判

日下に公文が署判しており、この下文が公文によって作成されたものであることを形式上は示している。表1のなかに含まれる地頭・公文連署の下文も、すべてこれと同様な形式をとる。

地頭(代)と公文の連署した事例が鎌倉期における地頭下文のなかで散見されることは、その文書発給の経緯や目的、機能ともかかわって、地頭や地頭代の下文が、一部の有力御家人を除くと、所領現地の文書作成に長けた公文の密接な関与のもとに作成・発給されている実態を推測させる。

大山喬平氏以来の研究が深めているように⁽²¹⁾、鎌倉期の地頭が所領の現地支配を進展させていくうえで、公文や田所といった荘官の掌握は不可欠の条件といえる。それは地頭勢力が公文などに依存せざるを得ない状況(たとえば、収取に関する帳簿類の作成・保存)が強く規定しており、地頭下文の作成・発給についても、同様な視点からとらえる必要性が生じてくる。鎌倉時代末期の事例が地頭代(もちろん、その地頭の代官になっっている人物の素性が重要なのだが)の下文によって多くを占められていることも、地頭による所領支配の展開と地域社会との関係を示唆しているに違いない。

次節では、おもにアーカイヴズ論的観点から導き出された以上のような課題について、様式論を中心とした古文書学的アプローチから、その実態にせまってみることにしたい。

④ 様式論的検討

下文という文書フォーマットは、平安時代中期に登場した官宣旨(弁官下文)以降、藏人所のような律令に規定のない新設の官序はもとより、撰関家政所や院庁、そして地方の国府(留守所)、さらには個人にいたるまで、上意下達の文書様式として多用されていく。

地頭下文の形式、とりわけ冒頭の「下」につづく内容や書止文言に注目してみると、前者については、当該文書(下文)の内容が周知・伝達されるべき所領や組織・集団が記されている事例が一三世紀半ばまでは例外なく確認でき、平安期以来の公家社会から発給された各種の下文、そして鎌倉幕府の発給する下文の形式と整合していることがわかる。ところが書止文言については、地頭下文のそれがきわめて多様であることを指摘せざるを得ない。

もっとも一般的なのは「○○等宜承知、勿違失、(故)以下」という書止文言であるが、これは平安時代後期から中央権門の家政組織や荘園の預所などの個人が出す下文に多用されてきた。源頼朝も元暦二年八月前後に一部用いていたことが知られるものの、地頭職の補任文書ではなく、地頭に補任される御家人たちへの発給例はきわめて限定されていたと考えられる。ちなみに頼朝段階の下文の書止文言をおおまかに時系列にそって整理すると、

- 元暦二年六月十五日袖判下文 「為彼職、可致沙汰之状如件、以下」
- 元暦二年八月十七日袖判下文 「可令致庄務之状如件、庄官宜承知、勿違失、以下」
- 文治二年九月五日袖判下文 「可令…之状如件、以下」
- 文治三年十二月一日袖判下文 「住人等宜承知、勿違失、以下」
- 建久三年十月廿一日政所下文 「所仰如件、住人等宜承知、勿違失、以下」

⁽²²⁾となり、文治三年(一一八七)から「○○等宜承知、勿違失、以下」が復活するものの、残存例の多い建久三年(一一九二)以降の政所下文ではその直前に「所仰如件」がつき、段階的な変化が読み取れる。ちなみに建久三年以降の書止文言も、中央権門の家政機関や荘園預所の下文にみられるものである。

表1から明らかなおとおり、現存する地頭下文のなかで、この「所仰如件、

〇〇等宜承知、勿違失、以下」という書止文言をもつ例はなく、通時的に散見されるのは「〇〇等宜承知、勿違失、(故)以下」である。その淵源として注目すべきなのは、平安時代末期から鎌倉時代を通じて豊富な事例が残る、中央権門の政所下文や預所下文であろう。参考までに、その実例をひとつ掲げてみる。²³⁾

下 葛川

還補公文職事

藤井盛澄

右人、依為重代者、所令還補公文職也、恒例臨時課役、無懈怠、可致沙汰也、兼温井名田同可令領掌者、住人等宜承知、勿違失、故以下、

正嘉二年十二月十九日

預所阿闍梨大法師(花押)

これに加えて、地頭下文で「〇〇等宜承知、勿違失、(故)以下」の書止文言をもつ事例は、公文との連署であるケースが多数をしめることからすると、このパターンの地頭下文はおもに京都から荘園支配の回路を通じて発給された下文のフォーマットを熟知する公文の手で作成された可能性が高いといえよう。

つぎに、「…状如件」や「…之状如件、以下」の書止文言であるが、これは平安時代から貴族や僧侶が単独もしくは数名程度の署判で発給する下文によくみられるパターンで、地方では留守所の下文がこれを採用している。実例をひとつ参照しておこう。²⁴⁾

留守所下 清原氏

可早任良田北条郡司為経朝臣讓状、領掌足占新宮社神主并屋敷

田島等事

右、件社神主職并屋敷田島等、相伝譜代之所職所領也、而依為年来婦妻数子母堂、相副次第証文、所讓与也者、任彼状、可令領掌之、不可有後代牢籠之状如件、以下、

建久六年六月十四日

惣大判官代平朝臣(花押)

品治宿祿

清原真人(花押)

清原真人

藤原朝臣

清原真人(花押)

清原真人(花押)

目代散位藤原朝臣(花押)

つづいて同様な書止文言の形式をもつ地頭下文の事例も表1から掲げておく。

惣地頭所下 先達延慶所

奉免冠獄権現御宝前

薩摩郡内所々事

一所 成永名内せうか野壹曲

(中略)

右件所々者、或依本願主奉寄之状、或任故惣地頭之免判之旨、所令奉免也、住僧等宜致式日之勤、可奉祈請天長地久之由之状如件、以下、

寛元四年二月八日

惣地頭兼郷地頭左衛門尉(花押)

書止文言だけでなく、冒頭の書き出しで「下」の上に「惣地頭所」と

あることは、留守所下文からの影響関係を示すようにもみえるが、もちろん幕府の政所下文も同様な形式を採用しており、即断はできない。

右のような「…之状如件、以下」の書止文言は、さきに少しふれたように源頼朝も文治年間を中心とした時期に下文で多用しており、さらに頼朝死後の鎌倉幕府から発給される下文（政所・袖判）が「…之状、所仰如件、以下」ないし「…之状如件」という書止文言に収斂していくことになる。

地頭下文の系譜を確定するのは容易ではないが、表1の書止文言を通覧すると、一三世紀半ばを境に、それ以後は「…之状如件」で締め括る地頭下文がきわめて多くなっており、幕府発給の下文との関連を注視すべきかもしれない。

ただ、それにしても幕府発給の下文に特有な形式ではなく、とりわけ幕府成立前から地域社会と直接に対峙する国府（留守所）の下文に多用される形式であることは注意が必要であろう。地頭下文の書止文言がもつ多様なバリエーションは、地頭を補任する鎌倉幕府の下文からだけでは説明できないのであり、公家側と幕府側の双方からなる上位権力発給の下文の総体的な様式的変遷をあとづける研究の必要性を提起しているともいえよう。

最後に、「下知如件」という文言を有するパターンであるが、これは平安時代から寺院発給文書などに遺例があるものの、それらには「故下」や「以下」などの文言が続いており、地頭下文にみえる「下知如件」で切れるパターンとは異なっている。現存例は多くないが、後者に鎌倉幕府の発給する下知状からの影響を認めることは許されよう。

この点に関連して、地頭（地頭代）が発給したことの明らかかな下文の現存例（表1）は一四世紀に入ると減少する事実をさきに述べたが、表2の事例も考慮に入れながら、より厳密に現象を観察すると、所職補任の地頭下文はさほど減少しないものの、一三世紀後半から相論の裁許を

目的とする地頭下文が減り、かわって明らかかな下知状のフォーマットをもつ裁許文書が地域社会に伝来するケースがみられるようになる⁽²⁵⁾。

詳しくは別の機会に検討することとしたいが、この傾向を重視するならば、地頭御家人が地域社会で発給する上意下達文書に幕府発給文書の影響が増大した可能性があり、前述した中央発給文書に規定された公文主導の文書作成段階から変容を遂げつつある状況を読み取るべきかもしれない。

とはいえ、書止文言だけでなく、書き出しの「下」につづく文言についてもみると、現存する地頭下文の末期に集中して確認される、「下…事」という形式は、同じ位置に下文の受給者名を記すようになる鎌倉幕府発給の下文にはみられない。他方、同様な事例をさがすと、「下」の文字につづけて、いわゆる事書を記す形式は、一四世紀前半を中心に鎌倉幕府以外の発給文書で散見され、地頭下文ではないが地域社会で発給・伝来された下文にも同様な形式をもつ事例が確認できる⁽²⁷⁾。これらのケースにも注意を払うならば、鎌倉末期にいたっても、鎌倉幕府発給文書の影響を強調しすぎることは適切でなく、いまだ多様な形式導入の回路を失っていない状況をこそ指摘すべきである。

以上のように地頭下文の形式分類を行ってみると、すでに見通しを述べたことではあるが、地頭下文のフォーマットは、鎌倉幕府の補任した地頭の名で発給される文書ではあるものの、鎌倉幕府の下文のそれを完全に模倣したものではない。むしろ一定のズレを持っている事例が多く、荘園領主（預所）や留守所（国府）の発給する下文との親和性さえ認められる。これも地頭下文の作成主体の多くが、在鎌倉の有力御家人である場合を除くと、所領の現地にて京都や国府からの発給文書を熟知している公文層に比定する際の有力な材料となる。

あくまで現存例の分析ではあるが、地頭下文は、地頭による一方的かつ直接的な現地支配の深化をはかるバロメータというよりも、現地にあ

つて所領経営の實質を担う公文などの地頭による掌握、ないし協調関係の構築のうえに成り立っている。場合によっては、地域社会の側から積極的に求められて発給したと推測される地頭下文の例も少なくない。さらに、有光家文書に残る承久三年十一月十六日の地頭下文のように、「地頭」の名前で記されてはいるが、承久の乱直後の混乱が想定されるとはいえ、花押の形状などから地頭本人が下文じたいの作成・発給に關与していないことが濃厚な事例⁽²⁹⁾すらあり、地頭下文には公文などの荘官クラスの利用が強く反映した側面があることを認識せねばならない。

地頭下文はそうした中世の社会関係を射程範囲とする史料として、これから分析を深めていく必要がある。本稿の「はじめに」で提起した地頭下文に關する三点の課題については、各章のなかでそれらに対する私見を述べたので再言はしないが、幕府の諸制度や狭義の古文書学にとどまらない、地頭下文という史料のもつ研究の広がり可能性をあらためて強調して、ひとまず稿を閉じたい。

註

- (1) 正和三年五月十二日関東下知状(東京国立博物館所蔵文書、『鎌倉遺文』二五三九号)。
- (2) 菅原正子「鎌倉時代の旗と武士の「家」」(『中世の武家と公家の「家」』吉川弘文館、二〇〇七年。初出は一九九九年)。
- (3) 鎌倉幕府による配分安堵の事例は、七海雅人「鎌倉幕府の配分安堵 御家人未処分所領のゆくえ」(『鎌倉幕府御家人制の展開』吉川弘文館、二〇〇一年。初出は一九九七年)。
- (4) 安田元久「地頭及び地頭領主制の研究」(山川出版社、一九六一年)。
- (5) 井原今朝男「荘園公領の支配」(石井正敏他編『今日の古文書学』3中世、雄山閣出版、二〇〇〇年)。
- (6) 五味文彦「武家政権と荘園制」(永原慶二他編『講座日本荘園史』2荘園の成立と領有、吉川弘文館、一九九一年)。
- (7) 建長四年六月三十日関東下知状案(入来院文書、『鎌倉遺文』七四五四号)。
- (8) 田中稔「醍醐寺所蔵『諸尊道場観集』紙背文書(上)(下)」(『醍醐寺文化財研

- 究所研究紀要』第六号・第七号、一九八四年・一九八五年)。
- (9) 本郷和人「醍醐寺所蔵『諸尊道場観集』紙背文書を読む」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第三号、一九九二年)。
- (10) 田中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察 若狭国の地頭・御家人を中心として」(『鎌倉幕府御家人制度の研究』吉川弘文館、一九九一年)。
- (11) 『福井県史』通史編2中世(福井県、一九九四年)。
- (12) 建長六年正月廿日関東下知状案(薩摩高城村沿革史所収高城氏文書、『鎌倉遺文』七六九七号)。
- (13) 承久四年正月日醍醐寺解案(醍醐寺文書、『鎌倉遺文』二九三二号)。
- (14) 正慶元年九月廿三日関東下知状(朽木文書、『鎌倉遺文』三一八五〇号)。
- (15) 近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回 下文の変質」(『日本古文書学会編『日本古文書学論集』5中世I、吉川弘文館、一九八六年。初出は一九八一年)。
- (16) 佐藤進一「新版」古文書学入門(法政大学出版局、一九九七年。旧版は一九七一年)。
- (17) 福田豊彦「鎌倉時代における足利氏の家政管理機構」(『日本古文書学会編『日本古文書学論集』5中世I、吉川弘文館、一九八六年。初出は一九七七年)。
- (18) 田中克行「中世の惣村と文書」山川出版社、一九九八年、榎原雅治「荘園文書と惣村文書の接点」(『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年)などが貴重な成果となっている。
- (19) このような中世文書における偽文書の捉え方については、及川亘「偽文書と中世史研究」(久野俊彦・時枝務編『偽文書学入門』柏書房、二〇〇四年)。
- (20) 「有光家文書」の有光家重書案に含まれている。翻刻は山口県立文書館ホームページの「有光家文書」画像閲覧画面から行った。
- (21) 大山喬平「日本中世農村史の研究」岩波書店、一九七八年)以後、近年の論考としては、さしあたり高橋一樹「荘園制の変質と公武権力」(『歴史学研究』七九四号、二〇〇四年)、小川弘和「一四世紀の地域社会と荘園制」(『歴史学研究』八〇七号、二〇〇五年)などを参照。
- (22) 黒川高明編『源頼朝文書の研究 史料編』(吉川弘文館、一九八八年)掲載の文書による。
- (23) 国会図書館所蔵葛川明王院文書(『鎌倉遺文』八三二七号)。
- (24) 国立国会図書館所蔵文書(『鎌倉遺文』七九八号)。なお、仁安三年十一月二十二日備後国留守所下文(高野山文書宝簡集七、『平安遺文』三四八〇号)も同形式である。
- (25) たとえば、大音文書に含まれる文保二年九月十日源某下知状・正和三年十一月廿六日源某下知状(『鎌倉遺文』二六七七五・二五三〇四号)など。
- (26) たとえば、嘉暦二年六月十七日豊後六郷山別当下文案(余瀬文書、『鎌倉遺

- 文』二九八六五号)、元弘二年二月日某袖判下文(皇学館所蔵文書、『鎌倉遺文』三一六七三号)、元弘三年十月十四日右大臣(久我長通)家政所下文案(久我家文書、『鎌倉遺文』三二六二五号)など。
- (27) 今後の慎重な検討が必要ではあるが、たとえば嘉暦二年三月日麻殖山政所下文(三木家文書、『鎌倉遺文』二九七九二号)。
- (28) 高橋一樹『日本中世における『武家文書』の確立過程とその諸相』(小島道裕編『武士と騎士 日欧比較中近世史の研究』思文閣出版、二〇一〇年)。
- (29) 前註に同じ。

(武蔵大学人文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇一三年一月二五日受付、二〇一三年五月二四日審査終了)

Primary Examination of *Kudashibumi* Documents Issued by Estate Stewards

TAKAHASHI Kazuki

In the early and medieval periods in Japan documents were not easily drawn up or understood by everybody because of the high level of formality relating to their function. This is a very important point to note when considering medieval society where the number of educated people involved in the creation and use of documents increased compared to earlier times; this point concerning function and formality will still remain true even when examining the relation between documents and *bushi* (warrior), who were now included in the ruling class of the medieval period and becoming the new emerging power. This analytical viewpoint is essential, especially in the study of documents given to *bushi* by a higher-ranking authority, such as the Shogunate government, and then handed down in their families, and also those documents created by *bushi* and issued to lower rank retainers.

Based on the above-mentioned issues and concerns, this study collected and conducted a primary examination of existing *kudashibumi* (literally translated as official documents for communicating the will of one who governs to those who are governed) drawn up and issued under the name of an estate steward or their local governor appointed by the Kamakura Shogunate. Most of the examples were kept in local Buddhist temples and Shinto shrines, or handed down among the families of leading farmers involved with such temples and shrines, and they were key documents in the legal functioning of local communities.

The format of *kudashibumi* issued by the Shogunate to estate stewards was not always strictly followed; therefore, a genealogical relation, which was not influenced by Shogunate documents, must be assumed. Strongly associated with this point, the following case is commonly found among *kudashibumi* issued by an estate steward: *kumon* (an officer in charge of document creation for a private estate or provincial government land) signed jointly with the estate steward or their local governor, which allows us to infer that *kumon* were actually the main body who prepared *kudashibumi* under the name of the estate steward. In this case, *kumon* had many opportunities to receive or refer to *kudashibumi* and other top-down documents issued by a provincial governor, provincial government office, or the lord of the manor, and the influence of such a system may be seen in the diverse differences in the format of *kudashibumi* issued by an estate steward.

The examination of existing examples showed that *kudashibumi* issued by an estate steward

were not always independently prepared in the course of their administrative work by a *bushi*, who had become an estate steward; based on this finding, a full-scale study and close investigation of the original copies needs to be conducted.

Key word: Estate steward, *bushi*, Shogunate, format, archives